

第15期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年5月28日(木曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング 1階
プラザホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



目 次

第15期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
議案及び参考事項	3
(第15期定時株主総会招集ご通知)	
事業報告	22
連結計算書類	
連結貸借対照表	40
連結損益計算書	41
連結株主資本等変動計算書	42
連結注記表	43
計算書類	
貸借対照表	59
損益計算書	60
株主資本等変動計算書	61
個別注記表	62
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	70
計算書類に係る会計監査人の監査報告	72
監査役会の監査報告	74
株主総会会場ご案内図	

株 主 各 位

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地94

株式会社エルテス
代表取締役社長 菅原 貴弘

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://eltes.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧下さい。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参
考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年5月27日（水曜日）午後6
時30分までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階 プラザホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第15期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬決定の件
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・会社の新株予約権等に関する事項
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎インターネットによる事前質問をお受けいたします。以下、当社ウェブサイトより、株主番号、郵便番号及び質問事項をご入力下さい。事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させて頂く予定です。なお、頂戴したご質問全てに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。
- ・受付期間：2026年5月13日（水）0時00分から2026年5月24日（日）18時00分まで
 - ・アクセスURL：<https://eltes.co.jp/ir/shareholders-meeting-202602>
- ※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」を必ずお手許にお控えください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制への強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役、取締役会、代表取締役</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(選任及び解任の方法) 第19条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役、取締役会、代表取締役</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> は7名以内とし、<u>監査等委員である取締役は3名以内とする。</u></p> <p>(選任及び解任の方法) 第19条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u></p> <p>(任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略) 第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の通知を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第27条 (条文省略) 第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任及び解任の方法) 第30条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 監査役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>第27条 (現行どおり) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会規程</u>) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>報酬等</u>) 第35条 監査役<u>の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の責任限定契約</u>) 第37条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (条文省略) 第39条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条 (現行どおり) 第34条 (現行どおり)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第8章 附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>附則第1条</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第15期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社の第15期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた同法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

2026年4月30日付をもって取締役 三川 剛氏が辞任され、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役3名は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位および担当
1	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">男性</div> </div> 菅 原 貴 弘 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: -10px;"> すが わら たか ひろ </div>	代表取締役社長
2	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">男性</div> </div> 伊 藤 豊 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: -10px;"> い とう ゆたか </div>	取締役副社長 経営戦略本部長
3	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">女性</div> </div> 篠 地 里 百 合 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: -10px;"> しの じ さ ゆ り </div>	社外取締役
4	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">男性</div> </div> 古 川 徳 厚 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: -10px;"> ふる かわ のり あつ </div>	—

候補者番号

1

すが

菅

わら

原

たか

貴

ひろ

弘

再任

男性

生年月日	1979年12月23日生	所有する当社の株式の数	317,200株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	2004年 4月 旧(株)エルテス設立代表取締役 2012年 4月 当社設立代表取締役社長（現任） 2018年 5月 (株)エルテスカピタル代表取締役（現任） 2019年 5月 (株)エルテスセキュリティインテリジェンス(現 (株)AIK) 代表取締役 2020年 6月 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役（現任） 2020年12月 (株)アサヒ安全業務社（現 (株)And Security) 取締役 (株)JAPANDX 代表取締役 (株)アンビスホールディングス 社外監査役（現任） 2021年10月 (株)AIK 取締役（現任） 2024年 5月 (株)JAPANDX 取締役（現任） 2025年 3月 (株)メタウン（現 (株)イーリアルティ） 代表取締役（現任） 2026年 2月 アクター(株) 代表取締役（現任） 2026年 3月 (株)GloLing 取締役（現任）		
選任理由	当社設立時より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の責任者として実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号

2

いとう
伊藤

ゆたか

豊

再任

男性

生年月日	1977年11月3日生	所有する当社の株式の数	一 株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	2000年 4月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社 2005年10月 スローガン(株)設立 代表取締役社長 2015年 9月 KMFG(株)設立 代表取締役 (現任) 2016年10月 スローガンアドバイザリー(株) 取締役 2016年10月 チームアップ(株) 取締役 2023年 3月 スローガン(株) 取締役 2023年 5月 当社 社外取締役 一般財団法人ルビ財団 代表理事 (現任) 2023年 7月 (株)TOUCH TO GO 社外取締役 (現任) 2024年 8月 (株)クウゼン 社外取締役 (現任) 2024年 9月 フレックスグループ(株) 社外取締役 (現任) 2025年 5月 当社 取締役副社長 (現任) 2025年 6月 当社 経営戦略本部長 (現任)		
選任理由	当社グループの企業価値向上に向けてポートフォリオ変革、経営管理体制の強化を含めた全社戦略の立案・実行を牽引する立場であるため、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号

3

しのじ
篠地さゆり
里百合

再任

社外

独立

女性

生年月日	1971年12月28日生	所有する当社の株式の数	— 株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	1994年 4月 ジャーディン・フレミング証券（現 JPモルガン証券）入社 1994年12月 日本航空(株) 入社 1999年 1月 シティ・バンク 入社 2004年 1月 日興シティグループ証券（現 シティグループ証券）入社 2008年 3月 UBS銀行東京支店 入社 2011年11月 パークレイズキャピタル証券(株) 入社 2013年 2月 シャンティボータを設立 代表就任 2016年10月 (株)エイジングマネジメント研究所（現 アセット・グローブ(株)）を 設立 代表取締役就任（現任） 2018年12月 (株)U-RIZMを設立 取締役就任 2022年11月 H fund Investment(株) 入社 執行役員クライアント・リレーシ ョン部門責任者（現任） 2025年 5月 当社 社外取締役（現任）		
選任理由及び期待される 役割の概要	金融機関での経験、起業・経営経験及びIRに関する幅広い見識を有しております。 同氏には、これらの知見を活かし、独立した立場から当社の業務遂行の監督機能を 果たして頂くこと、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提 言を行って頂けることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。		

候補者番号

4

ふる

古川

かわ

徳

のり

厚

あつ

新任

社外

独立

男性

生年月日	1981年5月1日生	所有する当社の株式の数	— 株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	2007年 4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社	
	2010年 7月	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現（株）アドバンテッジパートナーズ）入社	
	2014年12月	(株)ピクセラ 社外取締役	
	2019年 6月	(株)Eストアー 社外取締役	
	2019年10月	(株)ひらまつ 社外取締役	
	2020年 3月	アークランドサービスホールディングス(株) 社外取締役 日本パワーファスニング(株) 社外取締役	
	2022年 9月	グロースパートナーズ(株) 代表取締役（現任）	
	2023年 1月	(株)プロレドパートナーズ 社外取締役	
	2023年 2月	(株)GRCS 社外取締役	
	2024年 5月	(株)タカキュー 社外取締役（現任）	
	2024年 6月	ランサーズ(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）	
	2025年 6月	ビープラッツ(株) 社外取締役（現任）	
	2025年 9月	(株)ヴィア・ホールディングス 社外取締役（現任）	
	選任理由及び期待される 役割の概要	コンサルティング会社や上場企業成長支援会社において、M&A、成長戦略の策定、新規事業拡大、オペレーション改善等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらをもとに当社グループの経営改革及び成長戦略について助言頂けることを期待し、社外取締役候補者としております。	

注) 1. 当社と各候補者との間には特別の利害関係はありません。

2. 篠地 里百合氏及び古川 徳厚氏は社外取締役候補者であります。なお、篠地 里百合氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、古川 徳厚氏についても独立役員として指定し、同取引所に届け出する予定であります。

3. 篠地 里百合氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。篠地 里百合氏の選任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であり、古川 徳厚氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で本契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				現在の地位		
1	新任	女性	みや 宮	ざき 崎	その 園	こ 子	常勤監査役
2	新任	男性	もと 本	はし 橋	ひろ 広	ゆき 行	社外監査役
3	新任	男性	たか 高	はし 橋	よし 宜	はる 治	社外監査役

候補者番号

1

みや

宮

ざき

崎

その

園

こ

子

新任

女性

生年月日	1952年10月29日生	所有する当社の株式の数	一株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	1977年 4月 トヨタ土地建物(株) 入社 2002年 9月 (株)アレード 入社 2004年 4月 旧(株)エルテス 入社 2009年 4月 同社 監査役 2011年 6月 同社 取締役 2014年 3月 当社 取締役管理部長 2014年 7月 当社 顧問 2022年 5月 当社 常勤監査役 (現任)		
選任理由	宮崎 園子氏は、2022年5月から当社の監査役を務めており、当社顧問として培われた識見をもって、大局的な見地からの監査を行っております。同氏は、監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、同氏を監査等委員である取締役候補者とするものであります		

候補者番号

2

もと

本

はし

橋

ひろ

広

ゆき

行

新任

男性

独立

社外

生年月日	1974年8月15日生	所有する当社の株式の数	10,000株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	1997年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2012年9月 本橋公認会計士事務所 設立 代表(現任) 2012年12月 (株)みんなのウェディング(現 (株)くふうウェディング) 監査役 2013年9月 旧(株)エルテス監査役 2014年3月 当社 社外監査役(現任) 2017年3月 (株)ステイト・オブ・マインド 社外取締役(現任) 2021年5月 (株)PR Table(現 talentbook(株)) 社外監査役(現任) 2023年9月 ウリドキ(株) 社外監査役 2024年9月 SHOWROOM(株) 社外監査役(現任) 2026年2月 ウリドキ(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)		
選任理由及び期待される 役割の概要	本橋 広行氏は、2014年3月から当社の社外監査役を務めており、公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び情報通信企業における監査役の経験により培われた識見をもって、専門的な見地からの監査を行っております。当社グループが成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を頂けることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

候補者番号

3

たか はし よし はる
高 橋 宜 治

新任

男性

独立

社外

生年月日	1951年4月18日生	所有する当社の株式の数	8,000株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	1974年4月 (株)日本リクルートセンター(現 (株)リクルートホールディングス) 入社 1994年2月 (株)セガ・エンタープライゼス(現 (株)セガゲームス) 入社 1996年9月 (株)ワイズ・ステージ設立代表取締役 1999年12月 (株)松ノ木薬品 社外取締役 2002年4月 (株)ニッセン(現 (株)ニッセンホールディングス)監査役 2011年2月 (株)ワイズ・ステージ会長 (現任) 2012年4月 シャディ(株) 監査役 2013年9月 旧(株)エルテス監査役 2014年3月 当社 社外監査役 (現任) 2020年6月 一般社団法人埼玉県立浦和高校同窓会副会長・代表理事 (現任) 2021年9月 一般社団法人ディレクトフォース理事・事務局長		
選任理由及び期待される 役割の概要	高橋 宜治氏は、2014年3月から当社の社外監査役を務めており、長年の実務経験と豊富な知識及び上場会社での監査役の実験により培われた識見をもって専門的な見地からの監査を行っております。当社グループの適切な組織運営に関する助言・提言を頂けることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。		

- 注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 本橋 広行氏及び高橋 宜治氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、本橋 広行氏及び高橋 宜治氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
5. 監査等委員である取締役候補者の本橋 広行氏及び高橋 宜治氏は、現在当社の社外監査役であり、本定時株主総会終結の時をもって、社外監査役としての在任期間が12年2ヶ月となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社移行後、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふくもと てつ や
福本哲也

男性

独立

社外

生年月日	1982年10月8日生	所有する当社の株式の数	一 株
略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	2010年12月 弁護士登録 久恒三平法律事務所 入所 2012年 1月 坂東総合法律事務所 入所（現任）		
選任理由及び期待される 役割の概要	弁護士としてベンチャー企業法務、資金調達等専門的な知識・経験等を有しており、その知識・経験等が当社グループ経営の監督機能強化に寄与頂けることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- 注) 1. 当社と福本 哲也氏との間には特別の利害関係はありません。
2. 福本 哲也氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 同氏の補欠の監査等委員である社外取締役選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により取消することができるものとします。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠決定の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行します。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200百万円以内（うち、社外取締役は年額40百万円以内、ただし使用人兼務分は含まない。）といたしたく存じます。当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2014年1月31日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し決定したものであり、相当であるものと判断しております。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である三優監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、会計監査人として新たにクラフツ監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査役会の決定に基づき付議しております。

1. 監査役会が三優監査法人に代えて、クラフツ監査法人を会計監査人候補者とした理由
当社監査役会におきまして、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、および現会計監査人による監査継続期間が10年の長期にわたっていること等に関して、慎重に検討を重ねてまいりました。クラフツ監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性および品質管理体制について監査役会が総合的に検討を行った結果、適任と判断したためであります。
2. 会計監査人候補者の名称等

名称	クラフツ監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4-1 丸の内ビルディング28階	
沿革	2025年5月 設立	
概要	出資金	10,000千円
	構成人数	社員 5名 職員 9名 合計 14名
	関与会社数	3社

以上

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）における我が国の経済環境は、底堅い企業収益や継続的な賃上げを背景に雇用・所得環境が改善していく中で、緩やかに回復しております。一方で、不安定な世界情勢を受けた地政学リスクの高まりやアメリカの関税の影響、物価上昇、金融市場の変動などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く国内のITサービス分野においては、企業の収益性向上・人手不足対策等のためのデジタルトランスフォーメーション（DX）や、デジタルの活用、生成AIの普及で、市場は成長傾向が継続しております。一方で、特定の企業や組織等を狙ったサイバー攻撃や、デジタル化や働き方の多様化による組織内部からの営業秘密情報の持ち出しなどが後を絶たない状況に対して、企業の情報セキュリティの意識は日々高まっています。さらに、SNSなどのデジタル空間での偽・誤情報拡散、炎上事案の発生に加えて、ディープフェイク等の高度な技術を用いた詐欺手法の巧妙化、生成AI利用に伴う新たなリスクや法規制・コンプライアンスへの対応など、当社グループのニーズは益々高まっております。

このような社会状況に対して、当社は「安全なデジタル社会をつくり、日本を前進させ続ける。」をミッションに掲げ、セキュリティ対策の需要の高まりに伴い注目を集める内部不正対策や、守りの生成AI領域における新規事業「AIガバナンス」の推進など、当社の独自性・優位性が高いデジタルリスク事業をグループのコア事業として位置づけ、事業を展開してまいりました。また、企業価値向上に向けて、事業ポートフォリオ戦略の見直しや経営リソースの最適化などにも推進し、2026年1月にはDX推進事業のカーブアウト検討開始を発表いたしました。

一方で、当社連結子会社の株式会社JAPANDXが保有するソフトウェア資産について、同社のカーブアウト検討に伴い、今後の事業計画の見直しを慎重に検討した結果、特別損失（減損損失）を計上することとしました。さらに、AIセキュリティ事業とスマートシティ事業においても、不採算事業の整理を行った結果、株式会社AIKのソフトウェア資産と株式会社イーリアルティの固定資産の一部において、特別損失（減損損失）を計上することとしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,958,812千円（前年同期比22.4%増）となり、EBITDAは923,070千円（前年同期比51.6%増）、営業利益は431,439千円（前年同期比362.3%増）、経常利益は346,972千円（前年同期比404.0%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は168,487千円（前年同期は860,379千円の損失）となりました。

(注) 当社グループの業績の有用な比較情報として、EBITDAを開示しております。EBITDAは、税引前当期純損益から利息及び非現金支出項目（減価償却費及び償却費等）の影響を除外しております。EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・EBITDA＝税引前当期純損益＋支払利息＋減価償却費及び償却費等の非現金支出項目

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、各セグメントをより実態に即した費用負担で管理するために、全社費用の一部をデジタルリスク事業の費用に変更して記載しております。また、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(デジタルリスク事業「コア事業」)

コア事業であるデジタルリスク事業は、健全なデジタルテクノロジーの発展支援を目的に、SNS上のリスク対策サービスに加え、ログプロファイリング（ログデータをもとに、ユーザーの行動意図を分析・推測して不審な行為を抽出する手法）により、営業秘密の持ち出しなどの内部不正対策を支援しています。

昨今の転職市場の拡大、テレワークなど働き方の多様化、経済安全保障リスクの高まりを背景に、内部からの情報持ち出しリスクが高まっています。こうした中で、IT資産管理ツールによるログ管理にとどまり、膨大なログデータを前に適切に活用しきれていない、リスク感度の高い大手製造業、金融機関を中心に国産の内部脅威検知サービスとして、幅広い業種において、内部不正対策サービスの導入が進んでおります。

さらに、社会全体で生成AIの利用が著しく進む中、当社はSNSリスク対策サービスの知見や実績を活かして、生成AIのガバナンス対策の新サービスリリースなど、社会変化に伴う新たなリスク対策ニーズへ対応してまいりました。

以上の結果、売上高は2,744,542千円（前年同期比9.2%増）、セグメント利益は991,901千円（前年同期比7.7%増）となりました。

(AIセキュリティ事業)

AIセキュリティ事業は、警備DXで新時代の安全保障をつくることを目指して、フィジカルな警備保障サービスを運営しつつ、運営の中で生じる課題解決のためのDXソリューションの開発・提供で警備業界のDX化に取り組んでいます。

警備DX領域は、警備会社と依頼者の警備受発注マッチングプラットフォーム「AIKorder」とそれらが持つ警備会社のネットワークを活用した大型イベントの警備案件を包括的にサポートするコンシェルジュサービスの提供が積み上がりつつあります。また、警備保障サービスにおいては、日本国内の大型イベントの警備需要も取り込んだことで、AIセキュリティ事業の売上高・営業利益は計画を上回りました。その他、来期以降の成長も見据え、横浜拠点の立ち上げも進めてまいりました。

以上の結果、売上高は2,222,880千円（前年同期比37.1%増）、セグメント利益は38,516千円（前年同期は40,959千円のセグメント損失）となりました。

(DX推進事業)

DX推進事業は、デジタルを活用した人に優しい社会への変革を目指して、主に地方自治体を対象とした行政の住民サービスのデジタル化支援を行う自治体DX領域、並びにSESとラボ型開発のハイブリッドで事業会社のDX支援を行う事業会社DX領域の二つを事業領域の柱として取り組んでいます。

事業会社DX領域は、株式会社GloLingのSES月間稼働人月が増加するなど、堅調に推移しております。一方で、自治体DX領域は、第4四半期会計期間に大型取引が予定通りに検収となったことで、通期では黒字の着地となりましたが、下期偏重、大型案件偏重のビジネスモデルの与える企業価値への影響は依然大きいと判断しており、2026年1月に公表したDX推進事業のカーブアウトを進めております。

以上の結果、売上高は2,067,955千円（前年同期比14.6%増）、セグメント利益は26,621千円（前年同期比162.9%増）となりました。

(スマートシティ事業)

スマートシティ事業は、スマートな街づくりで地方創生に貢献することを目的に、プロパティ・マネジメント事業のデジタル化から着手し、そのデジタル化の領域をビル・施設、そして地域に広げることを目指しています。引き続き、プロパティ・マネジメント事業の業務の自動化等を推進し、さらなる収益性の向上にも取り組んでまいります。

以上の結果、売上高は2,052,317千円（前年同期比38.3%増）、セグメント利益は11,781千円（前年同期は110,361千円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、収益獲得型のソフトウェア開発やスマートシティ事業における不動産物件の取得などの設備投資を行い、その総額は228,652千円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度中において、子会社買収ならびに事業拡大のための資金として、長期借入金820,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

① 事業ポートフォリオの再構築

中長期的な企業価値向上には、市場成長性や当社グループの優位性、収益性などで各事業を評価し、経営資源を成長事業へ重点配分することが重要だと考えております。そこで、成長性、収益性高いデジタルリスク事業をコア事業と位置づけ、その他事業のカーブアウトも選択肢として、企業価値最大化に努めてまいります。

② デジタルリスク事業の成長

コア事業と設定したデジタルリスク事業の着実な成長が必要不可欠と考えております。特に内部脅威検知対策（Internal Risk Intelligence）のサービスラインナップの整備や、営業・マーケティング活動の強化で、事業拡大に取り組んでまいります。

③ 財務基盤の健全化と資本効率の改善

当社グループは、事業の多角化の過程で、有利子負債を活用したレバレッジ経営を推進しており、自己資本比率が25.5%となっております。また、一部事業の収益性が低く、資本効率の観点で課題を抱えております。さらに、有利子負債による財務負担が資本コストに影響を及ぼしていることから、事業ポートフォリオの再構築の中で、有利子負債の段階的な圧縮にも取り組みます。これにより、財務基盤の健全化を推し進めるとともに、資本効率を最適化してまいります。

④ デジタルリスク事業の優位性を築くプロフェッショナル人材の育成

中長期的な企業価値向上には、サービスの優位性を高める多様な人材が、長く活躍できる環境整備が必要不可欠と考えております。E-learningなどの教育環境の整備、人事評価制度の整備、フレックスなどの労働環境の整備、適材適所への柔軟な人材の配置転換など、人的資本強化により、プロフェッショナル人材の育成を強化いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社子会社のプレイネクストラボ株式会社は2026年1月14日にSRIA Lab株式会社の全株式を取得し子会社化しました。

(6) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 2023年2月期	第13期 2024年2月期	第14期 2025年2月期	第15期 (当連結会計年度) 2026年2月期
売 上 高	4,685,520 千円	6,535,138 千円	7,317,064 千円	8,958,812 千円
営 業 利 益	202,534 千円	182,077 千円	93,326 千円	431,439 千円
経 常 利 益	143,745 千円	143,528 千円	68,849 千円	346,972 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	42,644 千円	257,302 千円	△860,379 千円	△168,487 千円
1株当たり当期 純利益(△純損失)	7.28 円	42.65 円	△142.61 円	△27.47 円
総 資 産	6,000,402 千円	6,898,024 千円	7,383,893 千円	7,133,433 千円
純 資 産	2,335,015 千円	2,609,886 千円	1,868,831 千円	1,878,619 千円
1株当たり純資産額	379.74 円	423.24 円	306.10 円	300.30 円

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、銭未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算出に際しては、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
(株) A I K	64,950 千円	89.51 %	リスク情報分析および危機管理対応支援
(株) エルテスキャピタル	10,000 千円	100.00 %	企業等への投資および投資先支援等
(株) J A P A N D X	195,125 千円	94.87 %	DXソリューションの提供
(株) A n d S e c u r i t y	10,000 千円	89.51 (89.51) %	警備業
I S A (株)	10,000 千円	89.51 (89.51) %	警備業
S S S (株)	500 千円	89.51 (89.51) %	警備業
東 和 警 備 (株)	10,000 千円	89.51 (89.51) %	警備業
(株) G l o L i n g	5,000 千円	94.87 (94.87) %	S E S、派遣サービス、メインフレーム、受託開発事業
プレイネクストラポ(株)	73,840 千円	94.87 (94.87) %	DX支援事業
J D X ソリューションズ(株)	10,000 千円	94.87 (94.87) %	システムソリューション開発、VRシステム開発、WEB制作運用
S R I A L a b (株)	100 千円	94.87 (94.87) %	システムインテグレーション事業
ア ク タ ー (株)	10,000 千円	100.00 %	検索広告、ディスプレイ広告、YouTube広告の運用等
(株) イーリアルティ	50,000 千円	100.00 %	不動産売買、不動産管理業

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の13社であります。
 2. 「議決権の比率」欄の()内は、当社が間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
 3. 上記のうち、(株)JAPANDXは、特定子会社であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株) イーリアルティ	東京都港区虎ノ門1-2-20	1,579,020千円	4,336,377千円

(8) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、「安全なデジタル社会をつくり、日本を前進させ続ける。」をミッションに掲げ、セキュリティ対策の需要の高まりに伴い注目を集める内部不正対策や、守りの生成AI領域における新規事業「AIガバナンス」の推進など、当社の独自性・優位性が高いデジタルリスク事業をグループのコア事業として位置づけております。その他、デジタル化の余地が大きく残る警備業界のデジタル化を支援するAIセキュリティ事業、行政サービスのデジタル化を中心に企業・自治体のDX支援を行うDX推進事業、不動産ビジネスのデジタル化からスマートな街づくりを目指すスマートシティ事業の4つの事業で構成しております。なお、企業価値向上に向けて、事業ポートフォリオ戦略の見直しや経営リソースの最適化などにも推進し、2026年1月にはDX推進事業のカーブアウト検討開始を発表しております。

(9) 主要な営業所 (2026年2月28日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	岩 手 県 紫 波 郡 紫 波 町
本 社	東 京 都 千 代 田 区
大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 府 大 阪 市
名 古 屋 オ フ ィ ス	愛 知 県 名 古 屋 市

② 子会社

名 称	所 在 地
(株) A I K	東 京 都 渋 谷 区
(株) エルテスキャピタル	東 京 都 千 代 田 区
(株) J A P A N D X	東 京 都 品 川 区
(株) A n d S e c u r i t y	東 京 都 渋 谷 区
I S A (株)	北 海 道 札 幌 市
S S S (株)	北 海 道 札 幌 市
東 和 警 備 (株)	福 島 県 郡 山 市
(株) G l o L i n g	東 京 都 品 川 区
プレイネクストラボ(株)	東 京 都 品 川 区
J D X ソリューションズ(株)	岩 手 県 盛 岡 市
S R I A L a b (株)	宮 城 県 仙 台 市
ア ク タ ー (株)	岡 山 県 岡 山 市
(株) イ ー リ ア ル テ ィ	東 京 都 港 区

(10) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
504 (278) 名	38名増加 (52名増加)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均雇用人員を () 内に外書きで記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,690,059 千円
株式会社武蔵野銀行	355,000 千円
株式会社東北銀行	321,514 千円
株式会社岩手銀行	289,565 千円
株式会社横浜銀行	224,647 千円
株式会社七十七銀行	208,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	130,000 千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年5月25日をもって、本社を東京都千代田区内幸町1-1-1に移転を予定しております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,183,257株（自己株式37,623株を除く。） |
| (3) 株主数 | 5,126名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社TSパートナーズ	1,013,900 株	16.39 %
株式会社ラック	620,000	10.02
菅原 貴弘	317,200	5.12
三井住友信託銀行株式会社	166,600	2.69
楽天証券株式会社共有口	99,400	1.60
富本 耀月	93,300	1.50
株式会社マイナビ	83,200	1.34
学校法人国際総合学園	60,000	0.97
ドリーム10号投資事業有限責任組合無限責任組員 モダンパス合同会社	43,700	0.70
尾下 佳代	29,700	0.48

- (注) 1. 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（37,623株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
第7回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日		2020年7月20日	
新株予約権の払込金額		新株予約権 1個当たり2,400円	
新株予約権の行使価格		普通株式 1株当たり1,202円	
新株予約権の行使期間		2020年8月21日～2030年8月20日	
新株予約権の行使の条件		<p>① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者による新株予約権の放棄は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	
保有状況	取締役	保有者数	1名
		個数	4,166個
		株式の数	普通株式 416,600株

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	菅原 貴弘	(株)AIK 取締役 (株)JAPANDX 取締役 (株)エルテスキャピタル 代表取締役 (株)イーリアルティ 代表取締役 アクター(株) 代表取締役 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役 (株)アンビスホールディングス 社外監査役
取締役副社長	伊藤 豊	経営戦略本部長 KMFG(株) 代表取締役 一般財団法人ルビ財団 代表理事 (株)TOUCH TO GO 社外取締役 (株)クウゼン 社外取締役 フレックスグループ(株) 社外取締役
専務取締役	三川 剛	(株)JAPANDX 代表取締役社長 (株)GloLing 取締役 プレイネクストラボ(株) 代表取締役 JDXソリューションズ(株) 代表取締役会長
取 締 役	篠地 里百合	アセット・グロース(株) 代表取締役 H fund Investment(株) 執行役員クライアント・リレーション部門責任者
常 勤 監 査 役	宮崎 園子	—
監 査 役	本橋 広行	本橋公認会計士事務所 代表 (株)ステイト・オブ・マインド 社外取締役 talentbook(株) 社外監査役 ウリドキ(株) 社外取締役 (監査等委員) SHOWROOM(株) 社外監査役
監 査 役	高橋 宜治	(株)ワイズ・ステージ 会長 (一社)埼玉県立浦和高校同窓会副会長・代表理事

- (注) 1. 取締役 篠地 里百合氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 本橋 広行氏及び高橋 宜治氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 篠地 里百合氏並びに監査役 本橋 広行氏及び高橋 宜治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 本橋 広行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 篠地 里百合氏は、2025年5月29日付の定時株主総会において選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、役員として有用な人材の招聘を行うことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。その契約の内容の概要は、役員、子会社の役員、執行役員、管理職従業員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に、係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 役員の報酬等

当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各取締役の報酬等の額は、当社の持続的な成長を図る中で、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬としての月額報酬のみとし、すべて金銭にて支払うものとします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年10月6日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役分40百万円以内）と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2014年1月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は0名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長菅原貴弘がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とします。権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。監査役の報酬等の額は、承認された報酬限度額内において監査役の協議により、常勤・非常勤の別、監査業務の状況を考慮して決定しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものと取締役会が判断した理由

個人別の報酬額の決定にあたっては、当社の事業状況や各取締役の職務遂行状況を理解していることから、代表取締役社長菅原貴弘に一任しており、また、適正な水準となっていることから決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

取締役 4名 88,500千円（うち社外 1名 1,800千円）

監査役 3名 12,000千円（うち社外 2名 7,200千円）

（注）業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役篠地里百合氏は、アセット・グロース(株)の代表取締役及びH fund Investment(株)の執行役員クライアント・リレーション部門責任者であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

監査役本橋広行氏は、本橋公認会計士事務所の代表であり、(株)ステイト・オブ・マインドの社外取締役、talentbook(株)の社外監査役、ウリドキ(株)の社外取締役（監査等委員）及びSHOWROOM(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

監査役高橋宜治氏は、(株)ワイズ・ステージの会長及び（一社）埼玉県立浦和高校同窓会副会長・代表理事であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	篠 地 里 百 合	社外取締役就任後に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。金融機関での経験、起業・経営経験及びIRに関する幅広い見識を活かし、独立した立場から当社の業務遂行の監督機能を果たして頂くことを期待しておりましたが、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を積極的に行って頂くなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
監 査 役	本 橋 広 行	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び情報通信業における組織構築やガバナンス上の課題解決の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。
監 査 役	高 橋 宜 治	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査役会14回全てに出席いたしました。経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適切な組織運営の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45,135千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,135千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制に係る基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通して、取締役会の職務執行が、法令、定款及び諸規程等に適合することを確保します。取締役及び従業員は、企業倫理の確立並びに取締役及び従業員による法令、定款及び諸規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。また、推進体制として経営会議が統括し、研修及び点検等を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。さらに、内部監査において、法令、定款及び諸規程等の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報について、適正に記録し、諸規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切な保存・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。経営をめぐる各種リスクについての総括的管理体制としては、経営会議が、各種リスクへの対応状況を検討し定期的な評価と新たなリスクの特定を行い、対応策を実施することにより、リスク解決を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告するものとします。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、代表取締役社長を責任者とした対策本部を設置し、損失を最小限に抑えるとともに早期の回復に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議及び決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議及び評価を行ないます。取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。また、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた「職務権限規程」及び、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社子会社は、諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、定期的又は臨時に内部監査を実施し、内部統制の整備運用を推進し、改善策の指導、実施の支援及び助言等を行います。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関わる事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合、補助する業務内容に応じて適切な人材と人員を選出します。当該従業員については、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するために、監査補助業務については監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。当該従業員は、監査補助業務を他の業務に優先して従事するものとし、当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとします。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、監査役が出席する取締役会その他重要な会議を通して、経営、財務及びコンプライアンスの状況、事業の進捗状況、経営の重要事項を定期的に報告するものとします。取締役及び従業員は、その職務遂行に関して不正行為、法令又は定款に違反する重大な事実の発生、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合には、直ちに監査役会に報告するものとします。監査役は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとし、報告を求められた取締役及び従業員は遅滞なく監査役に報告するものとします。また、当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の取締役及び従業員と同様に、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合には、直ちに監査役会に報告するものとします。当社の監査役は、必要に応じて子会社の取締役及び従業員に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、子会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができるものとします。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度規程を策定し、取締役及び従業員が内部通報制度を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な合理的根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、緊急又は臨時に支出した費用等についても、当社が事後的に負担するものとします。監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用等について、予め予算を計上できるものとします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監督するものとします。また、監査役は、弁護士や公認会計士等の外部専門家並びに内部監査担当者等と緊密な連携を図るとともに、代表取締役社長との間で監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催します。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために「財務報告に係る基本方針」を定め、これに基づく内部統制の整備運用を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、有効性向上のための取り組みを行います。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制に係る基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

- ① 取締役の職務の執行について

経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的に開催し、取締役の職務執行の監督を行うとともに、活発な意見交換と審議の充実に努めました。また、1名の社外取締役が在籍しており、適宜忌憚のない意見を述べることで経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、当事業年度においては、取締役会を16回開催しております。

- ② リスク管理体制について
総括的管理体制として、社長、副社長、社内取締役、事業本部長で構成される経営会議において既存リスクの低減や新たなリスクの特定を行うとともに、リスクの早期発見とリスク顕在化の未然防止に努めております。また、人事部門長及び顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設置しております。
- ③ コンプライアンス体制について
コンプライアンスへの理解を深め、健全な業務執行環境を構築するため、オンライン学習ツールを利用した各種研修を行うことにより、法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。
- ④ 監査役の職務の執行について
株主総会、取締役会に出席するほか、監査役会において定めた監査計画に基づき、重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、従業員への質問、グループ会社への往査等により、監査を実施しました。また、内部監査室及び会計監査人と綿密に連携し、監査の実効性および効率性の向上、内部統制の改善に努めております。
- ⑤ 内部監査の実施について
「年間監査計画書」に基づき、全部門を対象に、リスクアプローチに基づく重点監査を行うことを方針として実施しております。年間を通じて、組織構造の変化に柔軟に対応して監査及び指摘事項の改善確認を行うとともに、監査役と定期的な情報及び意見の交換を行い、相互連携の強化に努めております。また、随時モニタリングを実施し、発見的統制の強化を図っております。
- ⑥ その他
財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定し、これに基づき内部統制の整備、運用及び評価に努めました。
反社会的勢力排除に向け、反社会的勢力対応規程に基づき、取引先と締結する契約書に反社会的勢力排除条項明記の徹底、取引開始時の調査、顧問弁護士等外部専門家との連携等体制を確立しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,332,080	流 動 負 債	3,372,969
現金及び預金	1,826,515	買掛金	302,970
受取手形、売掛金及び契約資産	1,534,501	短期借入金	598,000
販売用不動産	799,979	1年内返済予定の長期借入金	1,289,358
その他	208,931	1年内償還予定の社債	100,000
貸倒引当金	△37,848	未払金	279,833
固 定 資 産	2,801,082	未払法人税等	154,522
有 形 固 定 資 産	108,206	賞与引当金	90,124
建物及び構築物	39,070	その他	558,160
工具、器具及び備品	32,072	固 定 負 債	1,881,844
土地	24,958	長期借入金	1,725,882
その他	12,105	預り保証金	138,981
無 形 固 定 資 産	1,857,496	その他	16,980
ソフトウェア	229,338	負 債 合 計	5,254,813
のれん	1,608,539	純 資 産 の 部	
その他	19,617	株 主 資 本	1,775,527
投 資 そ の 他 の 資 産	835,380	資 本 金	1,270,856
投資有価証券	455,818	資 本 剰 余 金	1,487,895
関連会社株式	21,542	利 益 剰 余 金	△982,856
敷金	100,155	自 己 株 式	△367
繰延税金資産	218,485	その他の包括利益累計額	46,951
その他	53,726	その他有価証券評価差額金	46,951
貸倒引当金	△14,348	新 株 予 約 権	21,817
繰 延 資 産	271	非 支 配 株 主 持 分	34,322
資 産 合 計	7,133,433	純 資 産 合 計	1,878,619
		負 債 純 資 産 合 計	7,133,433

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,958,812
売上原価		5,773,363
売上総利益		3,185,449
販売費及び一般管理費		2,754,010
営業利益		431,439
営業外収益		
受取利息	4,867	
受取配当金	369	
持分法による投資利益	1,156	
助成金等収入	1,920	
保険解約戻金	3,996	
その他	2,087	14,398
営業外費用		
支払利息	58,037	
支払手数料	20,063	
新株予約権発行費	2,767	
投資事業組合運用費	13,654	
株式交換の	1,500	
その他	2,842	98,864
経常利益		346,972
特別利益		
投資有価証券売却益	44,703	44,703
特別損失		
業務委託契約解消費用	24,000	
訴訟関連	4,829	
減損	274,679	303,508
税金等調整前当期純利益		88,168
法人税、住民税及び事業税	177,433	
法人税等調整額	83,965	261,399
当期純損失		△173,230
非支配株主に帰属する当期純損失		△4,743
親会社株主に帰属する当期純損失		△168,487

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,223,581	1,396,914	△809,687	△367	1,810,441
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	47,274	47,274			94,549
親会社株主に帰属する当期純損失			△168,487		△168,487
連結子会社の増資による持分の増減		48,206			48,206
連結子会社株式の取得による持分の増減		△4,500			△4,500
連結子会社の増加等に伴う利益剰余金の減少			△4,681		△4,681
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	47,274	90,981	△173,169	—	△34,913
当 期 末 残 高	1,270,856	1,487,895	△982,856	△367	1,775,527

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	11,016	11,016	22,070	25,302	1,868,831
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）					94,549
親会社株主に帰属する当期純損失					△168,487
連結子会社の増資による持分の増減					48,206
連結子会社株式の取得による持分の増減					△4,500
連結子会社の増加等に伴う利益剰余金の減少					△4,681
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,934	35,934	△252	9,020	44,701
当 期 変 動 額 合 計	35,934	35,934	△252	9,020	9,788
当 期 末 残 高	46,951	46,951	21,817	34,322	1,878,619

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりであります。

連結子会社の数 13社

連結子会社の名称 株式会社AIK、株式会社エルテスキャピタル
株式会社JAPANDX、株式会社AndSecurity、ISA株式会社、SSS株式会社
株式会社GloLing、アクター株式会社、株式会社イーリアルティ
プレイネクストラボ株式会社、JDXソリューションズ株式会社
東和警備株式会社、SRIA Lab株式会社

第1四半期連結会計期間より、当社の連結子会社である株式会社AIKが2025年4月8日に東和警備株式会社を設立し、当該1社を連結の範囲に含めております。

さらに、第4四半期連結会計期間より、当社の連結子会社であるプレイネクストラボ株式会社が2026年1月14日にSRIA Lab株式会社の全株式を取得したため、当該1社を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、2025年6月1日を効力発生日として株式会社AIKを吸収合併存続会社、株式会社エフエーアイを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社 UT創業者の会有限責任事業組合

(2) 主要な持分法を適用しない関連会社

主要な関連会社の名称 株式会社イーキューソリューションズ・ジャパン

なお、持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

販売用不動産

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～15年

工具、器具及び備品 1年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によりますが、利用目的が第三者への業務処理サービスの提供目的であり、収益との対応も明確なソフトウェアについては、「市場販売目的のソフトウェア」と同様の償却方法を採用しております。「業務処理サービス提供目的のソフトウェア」については、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。ただし、警備事業DXの支援サービス提供に係るソフトウェアについては、投下資本の回収期間を長く見込んでいるため、見込販売期間を5年としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① デジタルリスク事業

デジタルリスク事業においては、主にSNSやブログなどのWeb上のソーシャルメディアに起因するリスク対策を支援するソーシャルリスク対策と営業秘密情報の持ち出しなどの社内に潜むリスクを検知するインターナルリスク対策を提供しております。

サービス導入までに係る環境設定等の費用は、顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。環境設定後のサービス利用料は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

② AIセキュリティ事業

AIセキュリティ事業は、フィジカルな警備事業の運営、及び、AIやIoTを組み合わせた警備業界のDX推進に係るサービス「AIK order」等を提供しております。警備事業の運営は、顧客との契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

「AIK order」は、当社グループから顧客に提供したソフトウェアを利用することを通じて、警備会社との間で警備サービス提供取引が成立することで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。

③ DX推進事業

DX推進事業は、行政の住民サービスのデジタル化支援、エンジニアなどのDX人材の派遣サービスを提供しております。

デジタル化支援については、サービス導入までに係わる環境設定等の費用は、顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を計上しております。環境設定後のサービス利用料は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

DX人材の派遣については、顧客との契約に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

④ スマートシティ事業

スマートシティ事業は、スマートな街づくりで地方創生に貢献することを目的とし、プロパティ・マネジメント事業のデジタル化に係るサービス提供を目指しております。

プロパティ・マネジメント事業においては、賃借人との賃貸借契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、サブリース物件の賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)等に基づき収益を認識しております。

不動産販売事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡し義務を負っており、当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであることから、当該引渡し時点において収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、4～10年間で均等償却しております。

② 繰延資産の処理方法

定額法(5年)により償却しております。

③ グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。

ただし、居住用賃貸建物の取得等に係る控除対象外消費税等については流動資産に計上し、当該販売用不動産の販売及び引渡しした連結会計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更に関する注記)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	799,979 千円
売上原価に含まれる棚卸資産評価損	9,951 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、販売用不動産について、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。

正味売却価額の算定は、個別物件ごとの事業計画に基づいて行っており、事業計画においては、販売見込額や修繕コスト等を考慮しております。販売見込額の主要な仮定には、周辺相場賃料もしくは現行賃料、還元利回り等を用いております。

上記の主要な仮定や不動産市況の変動等に基づき、低価法により簿価の切り下げを行っております。そのため、棚卸資産の評価に用いた主要な仮定に変動があった場合には、翌連結会計年度において追加の評価損が計上される可能性があります。

2. ソフトウェアの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア	229,338 千円
(うち、DX推進サービス提供に係るソフトウェア)	105,906 千円
警備事業DXの支援サービス提供に係るソフトウェア)	18,442 千円
減損損失 (ソフトウェア)	238,154 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結貸借対照表に計上されているソフトウェアのうち、DX推進サービス提供および警備事業DXの支援サービス提供に係るソフトウェアについては、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理することとしております。

当該ソフトウェアについては、将来の見込販売収益の予測により、資産性の検討を行っております。見込販売収益の予測に関する見積りに用いられた重要な仮定には、主として新規の受注獲得見込みが含まれております。

上記の見込販売収益の予測は、新規の受注獲得見込みを主な仮定としており、翌連結会計年度において予測通りの受注が行われないなど、当該ソフトウェアの投資額を回収できなくなる見込みとなった場合には、一時の費用又は損失が発生する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 非上場株式等の評価

(1) 当連結会計年度中に連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）	100,609 千円
----------------	------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、当社グループの持続的な成長を実現するため、非上場企業への投資を行っております。非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式等の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、超過収益力が毀損したため実質価額が著しく低下したと認められた場合、減損処理を行うこととしております。

取得時の超過収益力の毀損の有無は、投資先の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率を総合的に勘案して判断しております。投資先の事業計画と実績に乖離等が生じ超過収益力の毀損が認められた場合には、減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	1,608,539 千円
-----	--------------

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式を取得した際に発生したものです。のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

(追加情報)

(財務制限条項)

1. 当社の連結子会社である株式会社AIKは、株式会社AndSecurityの全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2020年12月25日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

借入金残高	225,000千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

2022年2月期以降、債務者、株式会社エルテス及び株式会社AndSecurityの各事業年度の決算期におけるそれぞれの単体の損益計算書に示されるキャッシュフローの合計金額を75,000千円以上に維持すること。

なお、キャッシュフローの金額とは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

2. 当社の連結子会社である株式会社AIKは、ISA株式会社およびSSS株式会社の全株式を取得し、両社を完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2022年3月14日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

借入金残高	300,638千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

2024年2月期以降の各事業年度の決算期における親会社である株式会社エルテスの連結損益計算書のキャッシュフローの金額を、資金用途を株式購入資金又は設備資金とする長期借入金の当該事業年度における約定返済額以上に維持すること。

なお、キャッシュフローの金額とは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び支払配当額を控除した金額をいう。

3. 当社の連結子会社である株式会社JAPANDXは、株式会社イーリアルティ(旧株式会社メタウン)の全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2022年9月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結した。株式会社エルテスと株式会社JAPANDXは、2023年12月26日付で株式会社イーリアルティ(旧株式会社メタウン)に関する吸収分割契約を締結し、同日に株式取得資金に対する借入金残高を株式会社エルテスが引受けた。本契約に関する残高は次のとおりであります。

借入金残高	483,500千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

2024年2月期以降の各事業年度の決算期における株式会社エルテスの連結損益計算書のキャッシュフローの金額を、資金用途を株式購入資金又は設備資金とする長期借入金の当該事業年度における約定返済額以上に維持すること。

なお、キャッシュフローの金額とは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額及び支払配当額を控除した金額をいう。

4. 当社の連結子会社である株式会社JAPANDXは、プレイネクストラボ株式会社の全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2023年7月3日付で「金銭消費貸借契約」を締結した。本契約に関する残高は次のとおりであります。

借入金残高	257,145千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

各事業年度の決算期における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益を0百万円以上に維持すること。2025年2月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを当該決算期における長期借入金約定返済額以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

5. 当社の連結子会社である株式会社JAPANDXは、JDXソリューションズ株式会社の全株式を取得し、完全子会社化するための株式取得資金として、株式会社りそな銀行と2024年11月28日付で「金銭消費貸借契約」を締結した。本契約に関する残高は次のとおりであります。

借入金残高	270,000千円
-------	-----------

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

各事業年度の決算期における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益を0百万円以上に維持すること。2025年2月期以降の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローを当該決算期における長期借入金約定返済額以上に維持すること。なお、ここでいうキャッシュフローとは、経常損益、減価償却費及びのれん償却費の合計金額から法人税等充当額を控除した金額をいう。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産 543,025千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 245,000千円

1年内返済予定の長期借入金 205,000千円

2. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産

受取手形 2,750千円

売掛金 1,381,603千円

契約資産 150,147千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 196,542千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは以下のセグメントにおいて減損損失を計上しております。

セグメント	用途	種類	減損損失
AIセキュリティ事業	事業用資産	ソフトウェア	36,750千円
DX推進事業	事業用資産	ソフトウェア	201,404千円
スマートシティ事業	事業用資産	建物及び構築物、 工具、器具及び 備品、その他	36,525千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,220,880株

2. 当連結会計年度末における自己株式の数

普通株式 37,623株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 1,300,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であります。上場株式については、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。市場価格の変動リスクに晒されております。非上場の株式については、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金や企業買収に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や取引先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。非上場の株式については、発行体の信用リスクに晒されており、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できないリスク)の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券（※2）			
その他有価証券	182,203	182,203	—
資産計	182,203	182,203	—
(2) 社債（※3） （1年内償還予定を含む）	100,000	100,000	0
(3) 長期借入金（※3） （1年内返済予定を含む）	3,015,240	2,976,981	△38,258
負債計	3,115,240	3,076,982	△38,257

（※1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。連結貸借対照表計上額の内訳は以下のとおりであります。

金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,826,515	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	1,534,501	—	—	—
合計	3,361,017	—	—	—

（※2）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	100,609
投資事業有限責任組合出資	173,005

(※3) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,289,358	640,509	548,034	326,920	116,038	94,381
合計	1,389,358	640,509	548,034	326,920	116,038	94,381

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	63,355	—	118,848	182,203

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	100,000	—	100,000
長期借入金	—	2,976,981	—	2,976,981

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。J-KISS型新株予約権は、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（OPM法）を用いて公正価値を測定しており、レベル3に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	デジタル リスク事業	AIセキュリティ 事業	DX推進事業	スマート シティ事業	
顧客との契約から生じる 収益	2,733,851	2,212,836	1,962,573	1,122,590	8,031,852
その他の収益	—	—	—	926,960	926,960
外部顧客への売上高	2,733,851	2,212,836	1,962,573	2,049,551	8,958,812

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (受取手形及び売掛金)	1,133,783	1,384,353
契約資産	51,993	150,147
契約負債	95,628	130,307

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分された取引価格の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 300円30銭
- 1 株当たり当期純損失 △27円47銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,336,699	流 動 負 債	1,197,644
現 金 及 び 預 金	643,785	買 掛 金	67,848
受 取 手 形	2,750	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金 お よ び 契 約 資 産	315,195	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	386,908
前 渡 金	14,713	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	100,000
前 払 費 用	90,471	未 払 金	177,006
未 収 入 金	94,384	未 払 費 用	23,923
未 収 還 付 法 人 税 等	14	未 払 法 人 税 等	50,772
そ の 他	179,694	前 受 金	90,870
貸 倒 引 当 金	△4,310	預 り 金	8,920
固 定 資 産	2,999,678	賞 与 引 当 金	45,710
有 形 固 定 資 産	33,894	そ の 他	45,685
建 物 附 属 設 備	7,757	固 定 負 債	507,567
車 両 運 搬 具	2,650	長 期 借 入 金	504,317
工 具、器 具 及 び 備 品	14,136	そ の 他	3,250
建 設 仮 勘 定	9,350	負 債 合 計	1,705,212
無 形 固 定 資 産	27,586	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	27,526	株 主 資 本	2,597,572
そ の 他	59	資 本 金	1,270,856
投 資 そ の 他 の 資 産	2,938,197	資 本 剰 余 金	1,247,306
投 資 有 価 証 券	392,353	資 本 準 備 金	1,247,306
関 係 会 社 株 式	2,187,985	利 益 剰 余 金	79,777
敷 金	77,069	そ の 他 利 益 剰 余 金	79,777
破 産 更 生 債 権 等	0	繰 越 利 益 剰 余 金	79,777
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	74,412	自 己 株 式	△367
長 期 前 払 費 用	1,074	評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,301
繰 延 税 金 資 産	205,301	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,301
貸 倒 引 当 金	△0	新 株 予 約 権	21,291
資 産 合 計	4,336,377	純 資 産 合 計	2,631,165
		負 債 純 資 産 合 計	4,336,377

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,744,542
売上原価		1,244,108
売上総利益		1,500,433
販売費及び一般管理費		1,187,028
営業利益		313,405
営業外収益		23,434
受取利息	3,668	
貸倒引当金戻入益	19,447	
その他	317	
営業外費用		
支払利息	19,752	
社債利息	601	
支払手数料	3,204	
投資事業組合運用損	13,654	
新株予約権発行費	2,767	
その他	986	40,966
経常利益		295,873
特別利益		420,573
投資有価証券売却益	25,054	
特別損失	415,744	
関係会社株式評価損	4,829	420,573
訴訟関連費		
税引前当期純損失		△99,646
法人税、住民税及び事業税	106,870	
法人税等調整額	△175,589	△68,719
当期純損失		△30,926

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合 計
	資本金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,223,581	1,200,031	1,200,031	110,704	110,704	△367	2,533,949
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	47,274	47,274	47,274				94,549
当 期 純 損 失				△30,926	△30,926		△30,926
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	47,274	47,274	47,274	△30,926	△30,926	—	63,622
当 期 末 残 高	1,270,856	1,247,306	1,247,306	79,777	79,777	△367	2,597,572

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	9,495	9,495	21,544	2,564,989
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				94,549
当 期 純 損 失				△30,926
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	2,805	2,805	△252	2,553
当 期 変 動 額 合 計	2,805	2,805	△252	66,175
当 期 末 残 高	12,301	12,301	21,291	2,631,165

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 1年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

デジタルリスク事業

デジタルリスク事業においては、主にSNSやブログなどのWeb上のソーシャルメディアに起因するリスク対策を支援するソーシャルリスク対策と営業秘密情報の持ち出しなどの社内に潜むリスクを検知するインターナルリスク対策を提供しております。

サービス導入までに係る環境設定等の費用は、顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。環境設定後のサービス利用料は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計の見積りに関する注記)

非上場株式等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）	100,500千円
関係会社株式（非上場株式等）	2,187,985千円
関係会社株式評価損	415,744千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式等の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、超過収益力が毀損したため実質価額が著しく低下したと認められた場合、減損処理を行うこととしております。

取得時の超過収益力の毀損の有無は、投資先の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率を総合的に勘案して判断しております。投資先の事業計画と実績に乖離等が生じ超過収益力の毀損が認められた場合には、減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
建物附属設備	50,182千円
車両運搬具	3,068千円
工具、器具及び備品	78,477千円

2. 保証債務及び手形遡及債務等

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)JAPANDX	1,061,741千円
(株)AIK	655,638千円
(株)イーリアルティ	205,000千円
計	1,922,379千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	250,553千円
短期金銭債務	79,545千円
長期金銭債務	100,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	135,922千円
営業取引以外の取引	2,664千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	37,623株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,597千円
未払賞与	16,419千円
貸倒引当金	1,358千円
減価償却超過額	9,272千円
敷金償却	14,810千円
投資有価証券評価損	31,406千円
子会社株式投資簿価修正	34,783千円
子会社株式評価損	177,080千円
その他	1,094千円
繰延税金資産小計	294,823千円
評価性引当金	△83,580千円
繰延税金資産合計	211,242千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,940千円
繰延税金負債合計	△5,940千円
繰延税金資産純額	205,301千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容	議決権等の所有(被所有割合%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	(株)ラック	東京都千代田区	2,648,075	セキュリティソリューションサービス	(被所有)直接10.03	サービスの販売	サービスの提供	459,064	売掛金	93,596

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件を参考に、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有割合%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)AIK	東京都渋谷区	64,950	警備事業	(所有)直接89.51	債務保証	債務保証(注1)	655,638	—	—
						資金の援助	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	60,412
							受取利息(注2)	367	その他(流動資産)	735
	(株)JAPANDX	東京都品川区	195,125	DX事業	(所有)直接94.87	債務保証	債務保証(注1)	1,061,741	—	—
						資金の援助	増資の引受	255,780	—	—
							資金の貸付	170,000	その他(流動資産)	170,000
							受取利息(注2)	387	その他(流動資産)	16

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有割合(%))	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アクター㈱	岡山県岡山市	10,000	広告業	(所有)直接 100.00	資金の受入	資金の借入	100,000	長期借入金	100,000
							支払利息(注2)	1,088	その他(流動負債)	1,088
	㈱イーリアルティ	東京都港区	50,000	不動産管理業	(所有)直接 100.00	債務保証	債務保証(注1)	205,000	—	—
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額	70,798	未払金	70,798

(注1) 債務保証は、金融機関からの融資に対して保証したものであり、取引金額は期末日現在の当社分の保証残高であります。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 422円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △5円04銭 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 米 林 喜 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 形 敦 昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エルテスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルテス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

株式会社エルテス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 米 林 喜 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 形 敦 昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルテスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社エルテス 監査役会

常 勤 監 査 役 宮 崎 園 子 ㊞

監 査 役 本 橋 広 行 ㊞
(社 外 監 査 役)

監 査 役 高 橋 宜 治 ㊞
(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
プラザホール（霞が関ビルディング1階）



交通

虎ノ門駅（東京メトロ銀座線）下車、（11番出口）徒歩約2分

霞ヶ関駅（東京メトロ千代田線・日比谷線・丸の内線）下車、（A13番出口）徒歩約5分

会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。